

大分市防災協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大分市防災協会（以下「協会」という。）の会則（以下「会則」という。）第4条第6号に規定する防災功労者等の表彰（以下「表彰」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の区分)

第2条 表彰の区分は、事業所表彰、個人表彰及び協会功労者表彰とする。

(表彰の種別及び基準)

第3条 表彰は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定めるものに対して行う。

(1) 優良事業所 次の要件のいずれかを満たす事業所(ろ)

- ア 過去10年間無災害で、防火管理体制を確立し、施設全般の維持管理について他の模範であること。(ろ)
- イ 過去10年間無災害で、危険物関係施設が関係法令に規定する基準に適合していること。(ろ)

(2) 安全功労者 次の要件のいずれかを満たす者(ろ)

- ア 過去2年間無災害である事業所に所属し、満40才以上、かつ、勤続20年以上の者で防火対象物の火災予防に著しく功績があったと認められる者。(ろ)
- イ 過去2年間無災害である事業所に所属し、満40才以上、かつ、勤続20年以上の者で、危険物施設の災害予防に著しく功績があったと認められる者。(ろ)

(3) 優良個人 次の要件のいずれかを満たす者(ろ)

- ア 過去2年間無災害である事業所で防火管理業務に5年以上従事し、その職務遂行について他の模範と認められる者。(ろ)
- イ 過去2年間無災害である事業所に所属し、危険物の災害予防に著しく功績があり、危険物取扱者として7年以上勤務し、勤務成績が優秀で他の模範と認められる者。(ろ)

(4) 協会功労者 次の要件のいずれかを満たす者(ろ)

- ア 協会役員等として、協会の発展及び育成に顕著な功績があった者。
- イ 退任する役員等で在任期間中協会の運営に関し、特に顕著な功績のあった者。

(表彰数)

第4条 同一年度における表彰数は、次の各号に掲げる表彰の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、表彰審査委員会で認められた場合はこの限りではない。(ろ)

- (1) 優良事業所 13事業所以内(ろ)
- (2) 安全功労者 10名以内(ろ)
- (3) 優良個人 20名以内(ろ)
- (4) 協会功労者表彰 若干名(ろ)

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品を授与することにより行う。ただし、協会功労者表彰にあつては、感謝状を授与することにより行うことができる。

(表彰の期日)

第6条 表彰は、定期総会時又は理事会が必要と認めた場合に随時行う。

(表彰具申)

第7条 優良事業所表彰、優良事業所表彰及び協会功労者表彰については、各消防署及び事務局の推薦に基づき、表彰審査委員会の審査を経て理事会において決定する。(ろ)

2 優良個人表彰及び安全功労者表彰については、その所属事業所長等から会長への具申に基づき、表彰審査委員会の審査を経て理事会において決定する。(ろ)

3 前項の具申は、次の書類を提出することにより行うものとする。

- (1) 具申書 (様式第1号)(ろ)
- (2) 功績調書(様式第2号)(ろ)

(表彰審査委員会)(ろ)

第8条 表彰の選考及び表彰に関する重要な事項を審査するため、表彰審査委員会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、表彰について審査し、その結果を理事会に報告するものとする。

3 審査会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

4 委員は、理事のうちから会長が指名した者及び大分市消防局予防課長をもって充てる。

5 委員長は、委員の互選により選出する。

6 審査会は、委員長がその議長となる。(ろ)

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月24日から施行する。(い)

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。(ろ)

様式第 1 号

年 月 日

具 申 書

大分市防災協会
会 長 殿

具 申 者
会 社 名
代 表 者
担 当 者
所 属
氏 名
T E L

年度 安全功労者 の表彰について
優良個人

このことについて、下記の者を表彰願いたく別添のとおり関係書類を添えて具申いたします。

記

表彰区分	安全功労者	優良個人
該当者 職 名 氏 名		

様式第2号

履 歴 及 び 功 績 調 書

事業所名	
フリガナ 氏 名	
生 年 月 日	
勤 務 年 数	
功 績 (推 薦 理 由)	
危険物取扱者免状	乙種 類 甲 種 交付年月日 年 月 日
協会加入年月日	年 月 日